

加東市立三草こども園の民間譲渡に係る 公募型プロポーザル実施要領

I 公募型プロポーザル実施の目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、本市が加東市立三草こども園（以下「三草こども園」という。）の施設及び運営を民間譲渡するにあたり、施設の適正管理並びに就学前教育・保育サービスの維持・継続及び一層の向上が図られるよう、サービス向上に努める意識を持った民間事業者を選定することを目的として実施する。

II 施設概要等

1 施設概要

施設名称	加東市立三草こども園	
施設種別	幼保連携型認定こども園（平成28年4月1日認可）	
所在地	加東市上三草160番地	
敷地面積	3,829.01㎡	
建物 1	建物構造	園舎：鉄骨造・亜鉛メッキ鋼板葺・平屋建
	建設年月	平成15年3月
	延べ床面積	696.98㎡
建物 2	建物構造	アフタースクール教室：鉄骨造・スレート葺・平屋建
	建設年月	平成12年3月
	延べ床面積	50.33㎡
建物 3	建物構造	倉庫：軽量鉄骨造・亜鉛メッキ葺・平屋建
	建設年月	平成15年3月
	延床面積	30㎡
施設 内容	居室	保育室3室、乳幼児室1室、調乳室1室、沐浴室1室、遊戯室1室ほか
	その他	事務室1室、調理室1室、トイレ7か所（うち職員用1か所）、園庭、プール、駐車場17台ほか

※詳細は、別紙4を参照のこと。

2 定員

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1号認定				2	2	2	6
2・3号認定	6	9	15	18	20	21	89
合計	6	9	15	20	22	23	95

※上記は現在の認可定員であり、譲渡後の認可定員は市と譲渡候補者との協議により決定する。

3 譲渡時期

平成31年4月1日

Ⅲ 財産の譲渡方法

- (1) 三草こども園の建物の用に供する家屋については、無償譲渡とする。
- (2) 三草こども園の敷地の用に供する土地については、有償譲渡とする。
最低譲渡額 35,538,000円
- (3) 譲渡に関する所有権移転登記については、譲渡候補者の負担において必要な手続きを行うものとする。その場合、市は譲渡候補者に必要な書類等を提出するものとする。
- (4) こども園に属する工作物及び備品等については、無償譲渡とする。ただし、情報関連機器（パソコンやプリンター、ソフト等）など、一部備品については譲渡対象外とする。（詳細は市と譲渡候補者で協議の上、決定する。）
- (5) 譲渡する施設等は、譲渡日の現状をもって引き渡すものとし、譲渡後における施設の維持管理、修繕については、譲渡候補者が責任をもって対応すること。ただし、施設の隠れた瑕疵への対応については、譲渡候補者と市との協議により決定するものとする。
- (6) 選定後、認定こども園設置認可取得について、兵庫県及び市と十分に調整し、対応すること。

Ⅳ 参加要件

1 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす法人とする。

- (1) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施している法人。または、実施していた法人。
- (2) 本市の指名停止基準に基づく指名停止に相当する処分を参加申込期限日に受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づく本市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (4) 公告日現在、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものではないこと。
- (7) 事業者及び代表者が、直近年度の国税、都道府県民税及び市町村民税を滞納していないこと。

2 応募条件

- (1) 通常の保育業務のほか、三草こども園で現在実施している特別保育等すべての事業を継承すること。

- (2) 選定後、譲渡日までの間に業務の引継ぎを行うこと。なお、原則として、引継業務に関連して発生する費用等は譲渡候補者の負担とする。
- (3) 施設及び土地は、譲渡後20年以上、認定こども園の事業の用に供すること。
- (4) 認定こども園の運営にあたっては、三草こども園教育保育内容（別紙1）及び三草こども園教育保育内容（別紙2）を参考に運営するほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年加東市条例第19号）及び関係機関からの通知通達並びにその他関連する法令等を遵守すること。
- (5) 現施設に勤務する嘱託職員及び日々雇用職員のうち、現施設での継続勤務を希望する職員については、雇用を継続すること。

3 応募資格の基準日

プロポーザル参加申込書（様式第1号）の提出日とする。

ただし、最優秀提案者が決定日までに応募事業者の備えるべき要件を欠いた場合には、失格とする。

4 応募に関する留意事項

(1) 実施要領等の承諾

応募事業者は、プロポーザル参加申込書（様式第1号）の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 応募費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 提出書類の取り扱い

提出された書類については、返却しない。また、提出書類等は、加東市情報公開条例に基づく情報公開の対象となるため、開示請求が行われた場合、開示することがある。ただし、提出書類中の個人情報や事業者の正当な利益を害するおそれがある部分は、非公開とする。

(4) 資料の取り扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

(5) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当した場合、応募は無効とする。

ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

イ 著しく信義に反する行為があった場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない書類が提出された場合

エ 虚偽の内容が記載されている書類が提出された場合

(6) その他

ア 市が提示する資料及び回答書は、本実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

イ 本実施要領等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合は、応募事業者に通知する。

ウ 必要により、追加書類や電子データの提出を求めることがある。

エ 辞退する場合は、辞退届を提出すること。（任意様式）

V 選定手順

1 一次審査

「(別紙) 提出書類一覧」の「1 資格審査等必要書類」に掲げる必要書類を提出した者について、この実施要領に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしているかどうか、書面により資格審査を行う。

なお、資格要件を満たす者が3者以上ある場合は、書類審査により上位の3者を選定する。一次審査の評価点は、二次審査に加算しないものとする。

2 二次審査

一次審査により企画提案書の提出対象者として選定された者から「(別紙) 提出書類一覧」の「2 企画提案書」に掲げる書類を徴し、加東市立三草こども園民間譲渡に係るプロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）による書類審査及びヒアリングを経て、評価点数の合計が最も高い者を譲渡候補者として選定し、併せて次点者も選定する。

VI 一次審査の概要（参加申込みを含む）

1 プロポーザル参加申込書の提出

(1) 提出期限

平成30年3月28日（水）正午まで

(2) 提出書類

プロポーザル参加申込書（様式第1号）

(3) 提出場所

加東市福祉部子育て支援課（加東市社50番地：加東市役所1階）

(4) 提出方法

持参による（受付は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時15分までの間）

2 資格審査等必要書類の提出

(1) 提出期限

平成30年4月3日（火）午後5時15分まで

(2) 提出書類

「(別紙) 提出書類一覧」の「1 資格審査等必要書類」に掲げるとおり

- (3) 提出場所
VI 1 (3) と同じ。
- (4) 提出方法
VI 1 (4) と同じ。

3 参加申込み等に関する質問等

参加申込み及び資格審査等必要書類に関する事項について質問がある場合は、質問書（様式第3号）により、ファックス又は電子メールにて加東市福祉部子育て支援課まで提出すること。なお、送信したことを必ず電話で連絡すること。

- (1) 提出期日
平成30年3月16日（金）午後5時15分まで
- (2) 回答方法
平成30年3月22日（木）において、プロポーザル参加申込書の提出のあった者全てに対し、処理できた案件から随時ファックス又は電子メールで回答する。
- (3) その他
企画提案内容に関する質問は、参加申込書を提出してからとする。

4 結果通知

- (1) 通知日
平成30年4月6日（金）（予定）
- (2) 通知方法
郵送
- (3) 結果に関する質問等
企画提案書の提出対象者とならなかった者は、その理由について次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。この場合において、説明を求められたときは、市長は速やかに書面でその理由を説明するものとする。
ア 提出期日 平成30年4月10日（火） 午後5時15分まで
イ 提出場所 VI 1 (3) と同じ。
ウ 提出方法 VI 1 (4) と同じ。

Ⅶ 二次審査の概要

1 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限
平成30年4月19日（木）午後5時15分まで
- (2) 提出書類
「（別紙）提出書類一覧」の「2 企画提案書」に掲げるとおり
- (3) 提出場所
VI 1 (3) と同じ。

- (4) 提出方法
VI 1 (4) と同じ。
- (5) 提出部数
正本 1 部及び副本 7 部

2 企画提案に関する質問等

企画提案に関する事項について質問がある場合は、質問書（様式第 3 号）により、ファックス又は電子メールにて加東市福祉部子育て支援課まで提出すること。なお、送信したことを必ず電話で連絡すること。

- (1) 提出期日
平成 30 年 4 月 11 日（水）午後 5 時 15 分まで
- (2) 回答方法
企画提案書の提出対象となった者全てに対し、平成 30 年 4 月 13 日（金）までに、処理できた案件から随時ファックス又は電子メールで回答する。

3 ヒアリング

二次審査においては、下記により企画提案内容に関するヒアリングを実施する。

- (1) 予定日
平成 30 年 4 月 24 日（火）（時間については、対象者に後日通知する。）
- (2) 実施場所
加東市役所会議室（詳細については、対象者に後日通知する。）
- (3) 実施方法
応募事業者ごとにプレゼンテーション（30 分以内）を行ったのち、審査委員会委員による質疑応答（15 分程度）を実施する。
また、プレゼンテーションの内容については、VIII 選定基準（評価項目）の 1～6 に沿ってわかりやすく説明すること。
- (4) 出席できる者
1 事業者につき 3 名以内とする。
- (5) 準備物
プレゼンテーションで使用するスクリーン及びプロジェクター等の機器については、応募事業者が持参すること。
- (6) ヒアリングは、非公開とする。選定後の審査結果は、市のホームページに公表する。

4 結果通知

- (1) 通知日
平成 30 年 4 月 27 日（金）（予定）
- (2) 通知方法
郵送
- (3) 結果に関する質問等
譲渡候補者とならなかった者は、その理由について次のとおり書面（様式

は任意)により市長に対し説明を求めることができる。この場合において、説明を求められたときは、市長は速やかに書面でその理由を説明するものとする。

ア 提出期日 平成30年5月2日(水) 午後5時15分まで

イ 提出場所 VI1(3)と同じ。

ウ 提出方法 VI1(4)と同じ。

VIII 選定基準(評価項目)

譲渡候補者の選定にあたっては、審査委員会が次の評価項目について、審査・評価を行う。

評価項目	評価割合
1(1) 基本的な認定こども園運営等に関する考えについて (申込動機、教育・保育課程、評価方法、引き継ぎについて)	20/110
1(2) 教育・保育の内容等に関する考えについて (教育・保育内容、行事・園外活動の内容、子どもの健康・食育等について)	20/110
1(3) 安全対策等に関する考えについて (安全対策・事故防止策、個人情報の管理について)	10/110
1(4) 保護者や地域との連携に関する考えについて (保護者との信頼関係構築、地域(小学校等)との連携、ひろば活動等について)	10/110
1(5) 職員の処遇、資質向上に関する考えについて (職員の処遇、人材育成、保育士の確保数及び確保策について)	20/110
2(1) 事業者について (経営状況、既存運営施設の状況、譲渡後の事業収支等について)	10/110
3(1)(2) ヒアリングについて (取組意欲、態度及びコミュニケーション)	10/110
4 価格について (価格が高価である)	10/110

審査委員会委員は評価項目をそれぞれ評価基準表により評価点を求める。各項目の評価点の合計を1審査委員会委員の評価点とし、審査委員会委員の合計をもって申請者の評価点とする。(最高点：委員数×110点)

なお、全申請者の「4価格」の項目を除く評価点が「審査委員会委員数×50点」を超えない場合は不調とし、改善点を伝え、必要な書類を提出させて再度委員会を開催し選定する。この際、新たな募集は行わない。

評価基準に基づき評価を行い、評価点が最も高い提案者を譲渡候補者とする。

なお、評価点の合計が最も高い提案者が複数あった場合は、「4価格」の額が高い方の提案者を譲渡候補者とする。それでも差がつかない場合は、くじ引きとする。

IX その他

1 三草こども園説明会の実施

(1) 実施日時

平成30年3月29日（木）午前10時から2時間程度の実施であるが、参加者数により日時を変更することもある。

(2) 参加人数

1事業者につき3名まで

(3) 説明会への参加希望者は、平成30年3月28日（水）正午までに、事業者名及び参加者名を電話、ファクス又は電子メールにて加東市福祉部子育て支援課へ申し込むこと。

施設説明会申込書（様式第12号）により申し込むこと。

2 三草アフタースクールについて

三草こども園の敷地内で実施している三草アフタースクールについては、新しい実施場所を確保する2020（平成32）年3月31日まで、現施設において引き続き実施する。

3 三草こども園の正門について

現在設置してある正門については、平成30年度中に花壇等とともに撤去し、新たに正門及びフェンス（緊急車両の出入り可能）を設ける予定。

（別紙3参照）

X 本プロポーザルの実施スケジュール（予定）

平成30年3月 2日（金）	プロポーザル実施公告
平成30年3月16日（金）	参加申込み等に関する質問期日
平成30年3月28日（水）	参加申込書の提出期日
平成30年3月29日（木）	三草こども園説明会
平成30年4月 3日（火）	資格審査等必要書類の提出期日
平成30年4月 6日（金）	一次審査結果の通知
平成30年4月11日（水）	企画提案書等に関する質問期日
平成30年4月19日（木）	企画提案書等の提出期日
平成30年4月24日（火）	企画提案に対するヒアリングの実施
平成30年4月27日（金）	審査結果の通知

連絡先 〒673-1493

兵庫県加東市社50番地

加東市福祉部子育て支援課

電 話 0795-43-0408（直通）

F A X 0795-42-6862

メール kosodate@city.kato.lg.jp